

社会福祉施設等整備費補助に係る契約手続指導基準

越谷市

1 目的

この基準は、別表に掲げる要綱に基づき、補助金の交付を受けて社会福祉法人その他の団体（以下「法人等」という。）が行う社会福祉施設等の建設工事請負等契約（以下「契約」という。）手続に関して、市が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適正な執行を図ることを目的とする。

2 基本的遵守事項

- (1) 補助金に係る内示が行われる前になされた社会福祉施設等の整備に係る契約については、補助の対象とならない。
- (2) 社会福祉施設等の整備に係る契約手続が、本基準の定めによらずに不適正に行われた場合には、当該事業の施設整備費については、補助金の交付決定は行わない。交付決定後に社会福祉施設等の整備に係る契約手続が、本基準の定めによらずに不適正に行われていたことが判明した場合には、当該事業の施設整備費について、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (3) 契約手続にあたっては、市が行う公共事業の取扱いに準じて実施すること。
- (4) 元請業者から一括して下請に出すことは禁止とする（一括下請の禁止）。
- (5) 法人等が社会福祉施設等の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

平成19年2月15日社援基発第0215002号「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」参照

- (6) 補助金・寄附金等の受入れ、業者への支払等は、すべて1通の預金口座通帳で行うこと。

3 対象事業

法人等が社会福祉施設等の整備に伴い、市から補助金の交付を受けて行う次の事業とする。

- (1) 建設工事
執行予定額が1,000万円以上のもの。
- (2) 物品の購入
1件の執行予定額が500万円以上のもの。

4 理事会等の関与

施設整備については、社会福祉法人において理事長の専決事項とされる日常の軽易な業務（平成28年1月11日「社会福祉法人の認可について」の一部改正について別紙2

社会福祉法人定款例（以下、定款例という。）第24条参照）とは認められないため、決定を要する事項は理事会に諮る必要がある。それ以外の事項についても遺漏なく理事会に報告する必要がある。

社会福祉法人以外の団体においても、この規定の趣旨を踏まえ、理事会その他の意思決定機関（以下、「理事会等」という。）に諮ること。それ以外の事項についても遺漏なく理事会等に報告すること。

理事会等で審査する事項例：設計事務所の決定、入札の方法、入札参加資格要件、指名競争入札の場合の指名業者の承認、契約決定等

5 契約の方法等

(1) 契約の方法

契約の方法は原則、一般競争入札とし、入札参加基準は別紙1の基準に基づくものとする。

ただし、一般競争入札を実施し、応札者がいない場合など、関係部長が認めた場合は、指名競争入札又は随意契約によるとすることができる。指名競争入札とする場合であっても、業者選定基準は別紙1の基準に基づくものとする。

- (2) ベッド等の備品を購入する場合等、機能について細かい仕様を付することにより、入札参加業者が1社になる場合は、当該機能に関しては「同等の機能」として、入札参加業者を拡大すること。
- (3) 随意契約にするために1度で契約できる内容を複数回に分割しないこと。
- (4) 契約事務処理の流れについては、別紙2を参照すること。
- (5) 入札の参加者は、理事（株式会社の場合には、取締役とする。以下「理事等」という。）が役員をしている企業でないこと。また、理事等が役員をしている企業の親会社又は子会社については、原則、入札に参加させないこと。
- (6) 建設工事共同企業体が入札に参加する場合は、理事等が役員をしている企業がその構成員でないこと。

一般競争入札：入札に関する公告により不特定多数の者を誘引し、入札による申込で競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約する方法。公告の際、資格に関する条件を付す場合もある。

指名競争入札：発注者が資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知により指名し、その特定の参加者を入札により競争させて、契約の相手方を決定し、その者と契約を締結する方法。

公 告：ある事項を広く一般の人に知らせること。定款例第39条に「公告の方法」が説明されている。

随 意 契 約：競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して結ぶ契約方法。地方自治法施行令第167条の2、全国社会福祉法人経営者協議会にて公表している社会福祉法人モデル経理規程第74条（平成29年度版）に実施できる場合が列挙されている。

6 入札前報告

法人等は、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札の場合

- (ア) 提出書類：一般競争入札実施について（様式1）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）
- (イ) 提出時期：理事会等で入札の実施を決定した後、1週間以内かつ公告1週間前までに報告すること。

(2) 指名競争入札の場合

- (ア) 提出書類：指名競争入札に係る候補業者について（様式3）、指名競争入札に係る候補業者と法人関係者の関係（様式4）及び設計・監理業者と法人関係者の関係（様式2）
- (イ) 提出時期：理事会等に諮る2週間前までに報告すること。

7 入札参加資格（一般競争入札の場合）

一般競争入札にあたっては、以下の定めによること。

- (1) 一般競争入札については、「越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱」（平成19年告示第274号）に準じて行うこと。ただし、電子入札システム及び事後審査に関する規定は除く。
- (2) 入札参加資格は、理事会等を開催し、その議決をもって決定すること。
- (3) 競争入札の参加者は、原則、別紙1に掲げる入札参加資格要件を満たした者とする。
- (4) 理事等に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人等が建設工事請負や物品納入等の契約を行う場合には、当該理事等は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札参加基準等に係る議事の議決には加わることができない。（議事録に退場した旨を明記する。）
- (5) 市及び埼玉県から指名停止処分を受けている企業については、入札参加資格を与えないこと。

※ 越谷市公式HP⇒くらし・市政⇒産業・事業者の方へ⇒入札・契約情報⇒公表資料 ⇒指名停止措置状況参照
--

8 業者選定（指名競争入札の場合）

指名競争入札を行う場合は、以下の定めによることとします。

- (1) 指名業者を理事会等に諮る2週間前に、市長に必要書類を提出し、確認を得ること。
- (2) 競争入札の参加者は、原則、別紙1に掲げる入札参加資格要件を満たした者とする。
- (3) 業者選定にあたっては、法人等が責任を持って行うこととし、設計監理業者（コンサルタントを含む。）を関与させないこと。
- (4) 決算が赤字ということのみで指名から外すことのないようにすること。

平成10年9月2日建設省経入企発第22号・自治行第68号「公共工事に係る入札参加者の取扱いについて」参照

- (5) 入札指名に際しては、入札指名について（様式5）により必要な手続を行うこと。
なお、指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札辞退届（参考1）を提出させること。
- (6) 入札説明書は、指名通知書と同時に送付することもできる。
- (7) 理事等に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人等が建設工事請負や物品納入等の契約を行う場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の業者選定等に係る議事の議決には加わることができない。（議事録に退場した旨を明記する。）
- (8) 物品の業者選定を行う場合、財務諸表等で業者の経営状況の確認を行うこと。
- (9) 市及び埼玉県から指名停止処分を受けている企業については、指名しないこと。

※ 越谷市公式HP⇒くらし・市政⇒産業・事業者の方へ⇒入札・契約情報⇒公表資料⇒指名停止措置状況参照

9 入札公告（一般競争入札の場合）

- (1) 一般競争入札を行う場合は、公告の方法・時期・内容、入札の時期、入札参加基準等について、本基準に定めた様式1により、市長に事前に報告すること。公告の内容については、越谷市契約規則第5条を参考にすること。
- (2) 公告事項は、理事会等を開催してその議決をもって決定すること。
- (3) 入札説明書を作成し、公告と同時に閲覧及び配布に供すること。
- (4) 建設業界紙（埼玉建設新聞等）に公告の情報を提供すること。また、当該法人のホームページに掲載及び運営する施設内に掲示する等の方法により実施すること。定款例第39条では「法人の掲示場に掲示するとともに官報又は新聞に掲載して行う」とされている。
- (5) 市及び埼玉県から指名停止処分を受けている企業については、公告で参加資格がないことを明らかにすること。

10 入札保証金

- (1) 徴収するかどうかは法人等の判断による。
- (2) 公告・入札説明で徴収の有無を明確にすること。

11 設計金額

- (1) 設計額の積算にあたっては、原則として、国土交通省が定める公共建築工事積算基準及び公共建築工事共通費積算基準によるものとし、項目のない場合のみ業者見積もりを使用すること。（財団法人建設物価調査会発行の「建設物価」、「建築コスト情報」等を使用し、積算内訳書には、使用資料・発行月を明記すること。）
- (2) 公表については、法人等の判断による。

12 予定価格

- (1) 予定価格は、法人等が相手方を選定して、契約を締結する際の契約の相手方を決定する基準であり、法人等の代表者があらかじめ書面（予定価格調書：様式6）として作成すること。
- (2) 予定価格は、入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に求めた金額とする。
- (3) 工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、法人等が決定するものとする。
- (4) 予定価格調書の予定価格等は法人等の代表者の直筆とすること。
- (5) 予定価格は、入札公告までに設定し、入札執行後に公表すること。越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示第61号）参照。

13 最低制限価格制度

最低制限価格については、設定することができる扱いとするが、設定する場合には、次の事項に留意すること。

- (1) 最低制限価格の設定については、市が実施する公共工事等の契約手続に準拠し、工事請負契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要と認められる場合に設定できるものである。
- (2) 補助事業等を行う法人等が特に必要と認めて最低制限価格を設定する場合は、市が実施する公共工事等において最低制限価格を設定する際の算定方法に準じて算出した額とすること。

「社会福祉施設整備の競争契約における最低限価格制度の取扱いについて」（平成12年11月6日 社援施第44号）参照

- (3) 物品購入の競争入札については、原則として最低制限価格を適用しないこと。

※算出方法

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%（1,000円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た値。

ただし、その額が予定価格の75%に満たないものは予定価格の75%の額（1,000円未満切上げ）に、予定価格の92%を超えるものは予定価格の92%の額（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額（この場合の予定価格とは、当該予定価格に110分の100を乗じて得た額）

<設計・調査・測量>

有効な全入札金額を平均した数値の90%の額（1,000円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額

14 入札（現場）説明

- (1) 入札時の注意事項、無効になる入札等の説明を行う。説明しなかった事項は、入札に際して行うことはできない。
- (2) 設計図等必要な資料は、すべての参加者に平等に配付すること。
- (3) 説明後質問期間を設け、その際に行われた質疑はすべての参加者に連絡すること。質問及び回答は文書の送受によって行うこと。口頭による質問及び回答は行わないこと。
- (4) 談合及び一括下請契約が禁止されていること、契約条件（工事履行保証保険の加入、請負代金の支払時期等）、市等から指導があった場合は従うことなどを明確にしておくこと。
- (5) 入札参加者ごとに異なる日時を設定して設計図等を配布すること。

15 見積期間

建設工事に係る入札（現場）説明から入札までの見積期間は、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までの日、通知日及び入札日を除いた次に掲げる期間とする。

(1) 建設工事

やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができる。建設業法（平成24年法律第100号）第20条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条参照。

- (ア) 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上
- (イ) 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(2) 物品購入

やむを得ない事情があるときは、一般競争入札の場合に限り、5日以内に限り短縮することができる。

- (ア) 一般競争入札の場合については、10日以上
- (イ) 指名競争入札の場合については、3日以上

16 入札執行等

- (1) 入札には、法人等の監事（監査役）及び複数の理事等（法人等の代表者の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）を立ち合わせる（法人等の代表者は通常入札執行者として参加する。）。なお、市が必要と認めるときは、市の職員が立ち会うものとする。
- (2) すべての入札参加者に入札金額見積内訳書を提出させること
- (3) 同額で複数の業者が落札した場合は、くじ引きで落札業者を決定すること。
- (4) 再度入札の回数は、原則1回とする。なお、再度入札では、初度の入札に辞退した業者又は、最低制限価格に満たない業者は参加できない。
- (5) 一般競争入札の場合で再度入札を行っても落札者がいない場合は、入札参加業者と

随意契約を行うか又は仕様などの条件を変更して入札を公告からやり直すこと。

- (6) 指名競争入札の場合、成立には最低2者が必要であり、入札参加者が1者以下となった場合は、入札参加者を再指名のうえ、期日を改めて入札すること。
- (7) 指名競争入札の場合、再度入札を行っても落札者がいない場合は、入札参加業者と随意契約を行うか又は指名替えを行うこと。

17 談合予防

談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止を含め慎重に対応すること。経緯について記録をとり、関係課長と協議すること。越谷市談合情報対応要領（平成11年6月1日施行）参照。

また、発注者と特定の業者による談合防止のため、入札前報告の際に、発注者と特定の業者による談合は行わない旨の誓約書（様式7）を提出すること。

18 契約保証金、工事履行保証措置及び工事監理

- (1) 契約保証金を徴収すること。公告・入札説明で徴収する旨を記載し、説明すること。ただし、国債、政府の保証のある債券及び銀行等の保証等を契約保証金に代える担保とすることができる。

なお、契約保証金の徴収を免除する場合の工事履行保証措置は、工事履行保証保険によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

- (2) 工事監理は、設計事務所等による監理によること。

工事履行保証保険：工事請負者が工事続行不能になった場合に、発注者の損害を回避するために、工事請負額の10分の1以上の金額を保証する契約を工事請負者が保証会社と結ぶもの。

19 前払金及び前払金保証

前払金を支払うかどうかは法人の判断による。公告・入札説明で支払の有無を明確にすること。なお、前払金を支払う場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の前払金保証を付すことが望ましい。

前払金保証：工事を受注した請負者が債務不履行に陥った際に、発注者が支払った前払金を保証するもの。保証事業会社と工事請負者の間で契約を締結する。

20 入札後報告

法人は、以下の添付資料とともに入札結果報告書（様式8）を入札後1週間以内に市長

に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札の場合

添付書類：(ア) 契約方法等に関する審議を行った理事会等の議事録の写し

(イ) すべての入札書の写し

(ウ) 入札参加資格の確認資料

(2) 指名競争入札の場合

添付書類：(ア) 契約方法等に関する審議を行った理事会等の議事録の写し

(イ) すべての入札書の写し

21 入札結果の公表

(1) 法人等は、入札結果を一般の閲覧に供すること。

(2) 公開は、法人等のホームページ、広報誌、運営する施設内の掲示板、業界新聞などへの掲載により行う。

22 契約締結

(1) 契約書には、契約の目的、契約金額、工事期間、契約代金の支払方法（前払い、部分払い、完成払い）、一括下請負の禁止、下請業者名の報告義務、その他約款事項等を記載すること。

(2) 入札が適切に行われたことを市が確認する前に契約を締結するときには、落札者が入札参加資格を満たさない場合及び入札結果が不適切と判断された場合には、契約を解除する旨、契約書に明記しなければならない。

(3) 契約書は事業者（発注者）と業者（請負者）の両者が署名したものを2通作成し、印紙税法（昭和42年法律第23号）で定められた収入印紙を貼付したうえで、両者が各1通を保管すること。

(4) 法人等は、契約締結に関する審議を行った理事会等の議事録の写し及び工事請負契約書の写しを契約締結後2週間以内に市長に提出しなければならない。

(5) 法人等は、工事請負状況（様式9）を備え付け、監査・検査の際に速やかに提出できるようにすること。

23 市の助言

市は、法人等が行う契約手続に関して、必要に応じて助言することができる。

附 則（平成27年3月31日福祉部長・子ども家庭部長決裁）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月2日福祉部長・福祉部担当部長・子ども家庭部長決裁）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日福祉部長・福祉部担当部長・子ども家庭部長決裁）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日福祉部長・福祉部担当部長・子ども家庭部長決裁）

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日福祉部長・福祉部担当部長決裁）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表

- 1 越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年告示第265号）
- 2 越谷市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱（平成28年告示第325号）
- 3 越谷市公的介護施設等整備事業補助金交付要綱（平成19年告示第119号）
- 4 越谷市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成27年告示第98号）
- 5 越谷市民間社会福祉施設等整備促進費補助金交付要綱（平成27年告示第99号）
- 6 越谷市保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成27年告示第137号）
- 7 越谷市小規模保育事業所設置促進事業費補助金交付要綱（平成27年告示第348号）

(別紙1)

入札参加基準・業者選定基準

(競争入札に参加できる者の基準)

※ 入札参加資格は、原則、越谷市競争入札参加資格者名簿に登載された者で、次の表によるものとする。

1 一般競争入札 (公告時の基準)

(1) 工事関係

執行予定金額	競争入札参加資格者の名簿の業者格付け
6,000 万円以上	A
2,000 万円以上 6,000 万円未満	B
1,000 万円以上 2,000 万円未満	C

(2) 物品関係

執行予定金額	競争入札参加資格者の名簿の業者格付け
1,000 万円超	A
500 万円以上 1,000 万円以下	B

2 指名競争入札 (指名時の選定基準)

(1) 工事関係

執行予定金額	指名業者数
1 億円以上	10 者以上
5,000 万円超 1 億円未満	8 者以上
1,000 万円以上 5,000 万円以下	6 者以上

執行予定金額	競争入札参加資格者の名簿の業者格付け
6,000 万円以上	A
2,000 万円以上 6,000 万円未満	B
1,000 万円以上 2,000 万円未満	C

(2) 物品関係

執行予定金額	指名業者数
2,000 万円以上	8 者以上
1,000 万円超 2,000 万円未満	7 者以上
500 万円以上 1,000 万円以下	6 者以上

執行予定金額	競争入札参加資格者の名簿の業者格付け
1,000 万円超	A
500 万円以上 1,000 万円以下	B

(注1) 等級格付及び点数 (客観点と主観点の合計値) が表示された競争入札参加資格者名簿は、越谷市ホームページに掲載されている。

(注2) 等級格付けは、客観点 (建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評点) に加え、主観点 (越谷市独自の評価点、詳細は越谷市ホームページ参照) を加算し決めている。

※ 越谷市公式HP⇒くらし・市政⇒産業・事業者の方⇒入札・契約情報⇒公表資料⇒競争入札参加資格者名簿

(別紙2)

契約事務処理フロー図（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）・・・工事業者の選定

